

## 総務常任委員会質疑（公明党：光澤委員）（平成 20 年 3 月 24 日）

## 【光澤委員質問】

退手債には交付税措置はありませんが、総人件費の削減に取り組むとの府民との約束を担保に発行されるものと思います。また、退職金の財源を将来世代も含めて、幅広い世代で負担するという考え方に強い反対は生じないのではないかなとも思います。かたくなにすべてを否定すべきではないと考えますが、知事の御意見を伺いたい。

また、知事は粗い試算をもとに改革の目標、スピード、ボリュームについてはさまざまな意見を聞くとおっしゃっている。まさに退手債の発行をどう取り扱うかは改革のスピードとボリュームに少なからず影響を与えます。知事は、退職手当債の発行を禁じ手であると考えておられるのか、お考えを聞かせてください。

続けて言います。また、今申し上げましたように退手債は本年度の人件費削減効果額を償還財源として、退職手当に係る負担の平準化を図るものであります。現在のように、退職手当の負担が増加しているときに、制度的に認められている退手債を発行し、活用しなければ職員の理解が得られないのではないかと思います。

## 【橋下知事答弁】

退職手当債につきましては、これは将来の人件費削減効果を償還財源とするものですから、私の基本的な考え方では、人件費を削減しても退職手当債を発行しないのであれば、その人件費を削減したその効果分は、また別の施策に使えるのではないかなというような考えのもとに、もう一度すべて退職手当債も含めて府債の発行については厳格に考えなければいけないのではないかという思いで、府債原則発行ゼロという範囲の中には、現在のところは含めております。

また、退職手当――これは退職金だけに限らず、特に退職金について私は民間からぼっと入ってきて、一番ここで公の考え方と民間の考え方の違いを感じました。

といたしますのは、民間であれば退職金というのは引当金ですと積んでいきます。公の場合には退職金が発生した段階で、あとはもう幾らでも税金で入ってくるので府債発行するのか、払えばいいじゃないかと。この考え方は公の施設でもおなじじでして、民間であればきちんと修繕計画を立てて、将来発生する費用というものを見込みます。

ところが、公、この行政の中の話ではそんなことは一切見込まずに、大規模な修繕費用が発生すればそのときに手当てをすればいいじゃないかと。私は、この感覚、まあ今まで公、行政というのはこういう感覚でやってきたんでしょうけれども、そういう感覚だからこそお金の使い方が甘くなるのではないかと。やはり、退職手当、退職金というものが後でどおんと発生するんであれば、それを見越した上で常々事業費について考えなければいけないのではないかと。

そういう思いもありまして、退職手当債、行革推進債も、これは行革効果を見込んだ上でそれを償還財源にしますので、もし行革推進債を発行しなければ行革効果が見込めた分、また違う事業に当て込めますから、府民のための事業に当て込めますので。そういうことを考えて行革推進債、退職手当債含めて府債の発行をゼロ、原則ゼロという中に現段階では含めております。